

第 8 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における 介護サービス基盤の整備及び保険料について

1 第 8 期計画における介護サービス基盤の整備について

(1) 基本的な考え方

本市では、介護保険制度の趣旨に沿い要介護者の在宅生活への支援を基本としながら、「在宅生活が困難な方」への対応として計画的な施設整備を行ってきている。第 7 期計画においては、地域密着型特別養護老人ホーム 2 施設と、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）2 施設の整備を行った。

(2) 国・県の方針

第 8 期計画の介護サービス基盤整備においては、①介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、②地域医療構想との整合性及び③有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況の勘案、という 3 つの視点が示されている。

(3) 市の方針

国・県の方針や推計値等を踏まえつつ、サービス需要の見込み及び保険料の影響等を勘案した上で、整備すべき施設種別及び整備量について検討を行い、適切な基盤整備を行う。

2 第 8 期計画における保険料について

(1) 基本的な考え方

介護保険の財源は、50%が公費、残りの 50%は第 1 号及び第 2 号被保険者が保険料で負担している。介護保険法第 129 条第 3 項において、保険料率はサービスの見込量等に基づいて算定した給付見込額などに照らし、計画期間である 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされている。

(2) 介護保険料の増減要因について

第 8 期の介護保険料を設定するにあたり、現時点で次のような増減要因が考えられる。

増要因	減要因	増減要因
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者数の増加 ・施設・居住系サービスの整備 ・医療療養病床からの転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費準備基金の取崩し (※R1 年度末：約 16.4 億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定 プラス改定→増要因 マイナス改定→減要因

(3) 市の方針

これまでの実績を基礎としながら、サービス種別ごとの利用者数の伸び等の分析を行うことで、第 8 期計画期間のサービス見込量及び給付費を推計し、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する。